2026 年 10 月 30 日

理科任期付き専任教諭（育休等代替教職員）募集要項

東京大学教育学部附属中等教育学校
校長　能智　正博

募集職種	中等教育学校　理科任期付き専任教諭　（育休等代替教職員）
募集人員	1 名
採用予定日	2027 年 4 月 1 日
契約期間	2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで
更新の有無	無。ただし、当該教員から育児休業延長の申出があった場合は、勤務成績、勤務態度及び健康状況等を考慮した上で、育児休業期間内を限度に引き続き同じ身分で雇用する場合があります。
試用期間	採用された日から 14 日間
応募条件	１）中学校「理科」および高等学校「理科」の教員免許状を有すること。 ２）教育実践の創造に情熱をもち、研究校としての使命を果たすことに意欲を有すること。 ３）総合的な学習について、教科学習との両輪と捉えて積極的に担い、さらに課外活動の指導も含め学校づくり全般に参加する意欲を有すること。 ４）理科のうち，特に生物が専門分野の方が望ましい。
勤務地	東京都中野区南台１－１５－１
業務内容	教員業務全般
給与等	・学部卒以上　３１万円～（教育研究連携手当を含む） ※教育職俸給表（二）2 級 1 号俸を想定。教育研究連携手当以外の諸手当は含まない。 ・諸手当（通勤手当、住居手当、教員特殊業務手当、等）は本学の定めによる。
社会保険等	法令の定めにより、文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
勤務時間等	１日７時間４５分（８：２５～１６：５５　※１２：４０～１３：２５休憩）
休日	土・日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇（リフレッシュ休暇、忌引き休暇、等）
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内全面禁煙（屋外喫煙場所なし）
提出書類	１）東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ２）履歴書別紙・連絡票（以下の URL からダウンロードし作成すること） https://www.hs.p.u-tokyo.ac.jp/bpshu/document ３）教員免許状の写し（または免許状授与証明書、取得見込み証明書） ４）最終学歴の卒業・修了（見込み）証明書

	５）抱負：本校に赴任後、どのような教育実践あるいは教育研究活動を行いたいかの抱負をＡ４用紙２枚程度にまとめたもの ※東京大学統一履歴書の「免許、試験、資格等」欄は、中等教育学校に関連の深いものに絞って記入すること。 ６）誓約書（こども性暴力防止法に係る採用選考時の確認） ※応募書類は、Ａ４用紙に片面印刷とし、ステープルやクリップでとめず、一式をクリアフォルダ（ファイル）にはさんで封筒にいれること。
応募締め切り	2026 年 12 月 4 日　必着
選考方法	１）第一次選考　書類審査 第二次選考の詳細については、第一次選考の合格者に 2026 年 12 月 7 日までにメールにてお知らせいたします。 ２）第二次選考　模擬授業、個人面接（2026 年 12 月 21 日予定） 選考に伴う旅費は、応募者の負担となります。
書類送付先	〒１６４－８６５４ 東京都中野区南台１－１５－１　東京大学教育学部附属中等教育学校長宛 ※「理科任期付き専任教諭　応募書類」と朱書きのうえ、簡易書留にて送付のこと
問い合わせ先	東京大学教育学部附属中等教育学校　後期課程副校長　石橋　太加志 TEL：０３（５３５１）９０５０　FAX：０３（３３７７）３４１５ https://www.hs.p.u-tokyo.ac.jp
その他	・ご希望の方へ学校要覧を送付いたします。学校訪問等も随時受けつけておりますので、問い合わせ先までご連絡ください。 ・取得した個人情報は、本公募に係る選考以外の目的には使用しません。 ・応募書類の返却はいたしません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・外為法等の定めにより、採用時点で、海外との兼業や、外国政府等からの多額の収入がある場合、研究上の技術の共有が制限され、本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。従って、兼業等については、本学における研究上の技術の共有に支障のない範囲に留める必要がありますので、予めご承知おき願います。
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。